

業務仕様書

1 業務名

札幌市食品海外コーディネート業務（ASEAN地域）

2 目的

札幌市内の食品関連企業のASEAN地域への海外展開を支援する。

3 業務履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

4 業務内容

受託者は、上記2の目的を達成するため、札幌市経済観光局国際経済戦略室経済戦略推進課と連携し、下記に定める相談対応業務等（以下、「コーディネート業務」という）を行う。実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者（札幌市）と受託者で協議し、調整する。

(1) コーディネート業務の対象国

コーディネート業務の対象国はベトナム・マレーシアの2か国とする。

(2) 支援対象者

北海道内に本社・本店を有し、かつ札幌市内に営業所等の拠点を有する食品関連企業・団体（食品製造業や外食産業など）。ただし、食品関連産業分野以外に係る進出支援の相談があった場合も、札幌市に報告のうえ、対応を確認すること。

(3) コーディネート業務の内容

ア 相談対応等業務（現地進出支援）

支援対象者からの申込みに応じ、下記の業務を行う。新型コロナウイルスの流行状況を踏まえ、原則オンラインでの対応とすること。

(ア) 現地進出に関する個別相談対応

支援利用者の現地進出（輸出開始・既に輸出している企業の販路拡大・現地への拠点設置等）に係る相談に対応する。

(イ) 現地の取引先候補企業のリストアップ

支援利用者のニーズを満たす、販路先候補となる現地輸入業者・ディストリビューターのリストを作成する（概ね10社程度とするが、支援利用者で調整すること）。また、新型コロナウイルスの影響により、現地渡航が困難であることを考慮し、オンライン商談可能な企業を優先的にリストアップすること。

(ウ) 現地企業との商談セッティング

支援利用者と現地の販路先候補となる企業の個別商談をセッティングする。商談先となる現地企業については、受託者と支援利用者が調整を行うこととし、原則オンライン商談のセッティングとする。

(エ) 商談支援

現地渡航が困難である現状を鑑み、オンライン商談の支援を行う。この際、支援利用者の求めに応じ、通訳業務も併せて行う。ただし、商談支援を希望せず、単なる通訳のみの支援は実施しない。なお、支援利用者が現地企業の訪問を伴う商談の支援を希望する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、可能な範囲で対応すること。

(オ) 現地関係機関や専門家等の紹介・取次

イ 現地市場の情報提供、各種調査

現地進出に資する、現地の規制の改正や現地市場の最新情報等、現地の拠点ならではの情報を現地レポートとして作成（A4サイズ2枚程度）し、令和2年10月から令和3年3月まで、毎月10日までに委託者へ提出する。レポートは委託者が札幌市公式ホームページ上で公開し、市内企業向けに情報提供を行う。なお、テーマについては、年間を通じてベトナム・マレーシアいずれかに偏らないように選定すること。

ウ 現地情報に係るオンラインセミナーの開催

市内企業のベトナム・マレーシアへの進出機運を高めることを目的に、現地の市場情報や最新トレンド及び現地法規制の状況等、企業の現地進出に資する情報を提供するオンラインセミナーを行う。セミナー受講対象は、原則的に本業務の支援対象者であるが、支援対象外の者の受講も拒まないこと。

なお、ベトナム・マレーシア各国につき1回以上開催するものとするが、両国の情報を提供するセミナーを1度開催することとしても差し支えない。

エ 現地企業と市内企業の商談機会創出事業

現地企業に対し、市内企業の商材情報を提供（事前に参加希望の市内企業を募集すること）し、現地企業からの各商材への商談要望等のヒアリングを実施する。現地企業からの商談希望があった場合には、「ア 相談対応等業務」の内容に従い支援を実施すること。

なお、本業務については、新型コロナウイルス感染症の影響によりベトナム・マレーシア間の往来が困難な状況を踏まえ、自社拠点のある国のみで実施することとしても差し支えない。

オ 委託者に対する報告業務

(ア) 月次支援状況報告書の提出

受託者は、毎月の支援状況について、翌月 10 日までに、支援申込内容、対応経緯及びその結果について報告を行う。主に企業情報（企業名、主に取扱う商材）、支援開始・終了日、支援実施内容、対応者、支援結果（支援の結果商談に繋がったかや成約の有無等）等の報告を行う。報告内容については、委託者と十分な調整を行う。

(イ) 支援実績総括報告書

受託者は、令和 3 年 3 月 31 日（水）までに、それまで対応した支援案件について、月次支援状況報告書の例にならい、年度内の実績を総括した報告を行う。また、年度内に支援した対象者に対し、月次支援状況報告書作成以降に発生した支援成果（成約有無・成約売上額等）についてのアンケートを実施する等により、本業務による支援成果を総括的に報告する。

なお、支援実績総括報告書については、完了届とともに提出することとし、印刷物及びデータで提出する。印刷物は A 4 版とし、データファイルは、PDF 形式によるものおよび、Word または Excel または PowerPoint 形式（複数組み合わせ可）によるものをそれぞれ一式提出すること。

5 支援利用者の費用負担

原則として、支援利用者は本業務による支援を無料で受けることができる。

ただし、以下に挙げる費用については、全額支援利用者の負担とする。

- (1) 支援利用者の渡航費、交通費及び宿泊費等
- (2) 商談等に掛かる費用（会場費、飲食代等）
- (3) 支援利用者側からの通信費（電話、ファックス等）
- (4) 受託者が紹介した各専門家等と支援利用者が契約することで発生する費用
- (5) 本業務の支援内容の範囲外で、支援利用者が受託者と直接契約することによる発生する費用
- (6) その他、本業務委託に含まれないサービスを受ける場合

6 支援申込の事務処理手順について

支援対象者からの支援申込及びコーディネート業務実施、報告までの事務処理手順については、契約後委託者と受託者が協議して決定する。

7 委託料の支払いについて

「4 業務内容」の「(3) コーディネート業務の内容」に挙げる業務内容のうち、アについては、単価契約とし、委託者は支援実績総括報告の支援実績数に応じて報酬を支払う。イからオについては、総価契約とし、委託者は実施内容に関わらず契約に基づいた委託料を支払う。

単価契約の各支援内容の想定件数は下記の通りとし、単価及び予算については別紙に定めるとおりとする。原則的に、単価契約部分の支援内容については、この予算の範囲内で実施すること。ただし、支援実施件数が想定を超え、単価契約部分の必要経費が契約時に定めた金額を超える場合には、委託者と受託者が協議して対応を決定する。

支援項目	想定件数 (ベトナム・マレーシア2カ国合計)
現地進出に関する個別相談対応	年度内 6件
現地の取引先候補企業のリストアップ	年度内 3件
現地企業との商談セッティング	年度内 15件
商談への同行、商談支援（現地同行）	年度内 4日
商談支援（オンライン）	年度内 20時間
現地関係機関や専門家等の紹介・取次	年度内 6件

8 業務の実施が困難になった場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症等への対策などの事情により、業務の実施が困難になった場合は、委託者と受託者が協議の上、業務内容や契約額の変更等を伴う契約改定を行うものとする。

9 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

10 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(3) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(4) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 予算上限

2,500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記金額は、規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

12 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階北側

札幌市経済観光局国際経済戦略室経済戦略推進課 丹羽・佐藤

電話：011-211-2481 FAX：011-218-5130

E-mail：keizai-suishin@city.sapporo.jp

札幌市食品海外コーディネート業務（ASEAN地域）業務仕様書 別紙

支援項目	想定件数 (ベトナム・マレーシア2カ国合計)	単価 (税抜き)	想定件数×単価
1 現地進出に関する個別相談対応	年度内 6件	円/件	
2 現地の取引先候補企業のリストアップ	年度内 3件	円/件	
3 現地企業との商談セッティング	年度内 15件	円/件	
4 商談への同行、商談支援（現地同行）	年度内 4日	円/日	
5 商談支援（オンライン）	年度内 20時間	円/時間	
6 現地関係機関や専門家等の紹介・取次	年度内 6件	円/件	
		合計額	
		消費税相当額	
		総計（予算）	